

指定都市の「令和4年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」について

1 「国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」とは

「国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」とは、大都市行政を推進する上で、国の理解・協力を得なければならない指定都市共通の事項についての提案書です。

政府予算案への反映に向けて、関係府省及び政党に対し、各指定都市市長及び議長による要請行動を実施しています。

2 令和4年度白本（令和3年度作成分）の進め方について

今年度の白本のとりまとめ幹事市は、岡山市です。

1月～4月	提案事項等の調整 (原局局長会議に依頼し、提案事項候補案が提出される)
4月～6月	提案事項・提案書案等の協議・全体調整
6月8日	大都市行財政制度特別委員会へ報告 (今年度の白本の提案事項（案）等について)
6月下旬	提案事項・提案書案等の協議・最終調整 (各指定都市の企画・財政担当局長合同会議（書面開催）)
6月下旬 ～7月中旬	提案書の確定 (各指定都市市長・議長決裁)
7月中旬 ～8月上旬	各指定都市市長・議長による要請活動

3 提案事項（案）

- 税財政・大都市制度に関する提案事項 : 5項目
- 個別行政分野に関する提案事項 : 10項目
- 新型コロナウイルス感染症対策に関する提案事項 : 7項目

※各提案事項（案）の概要は、次ページ以降参照

【提案事項（案）の概要】

提 案 事 項		提 案 内 容
税財政・大都市制度関係	1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源分配の是正	(1) 消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。 (2) 地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。
	2 大都市税源の拡充強化	(1) 大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。 (2) 道府県から指定都市に移譲されている事務・権限等について、所要額が税制上措置されるよう、税源移譲により大都市特例税制を創設すること。
	3 国庫補助負担金の改革	(1) 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。 (2) 税源移譲されるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。
	4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	(1) 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、大都市特有の財政需要を反映させるなど、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること。 (2) 地方財源不足の解消は地方交付税の法定率引上げなどにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。 (3) 地方交付税の算定に当たっては、地方交付税額の予見可能性を確保すること。
	5 多様な大都市制度の早期実現	基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。
個別行政分野関係	6 子ども・子育て支援の充実	(1) 国が必要とする1兆円超程度の子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」について、恒久的な財源により実施すること。 (2) 新制度施行や幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、増加する地方自治体の全ての経費への確実かつ恒久的な財政措置を国の責任において講ずること。 (3) 保育所等の施設整備に係る補助率の嵩上げ等の措置を講ずること。 (4) 保育士等人材確保のため、公定価格の処遇改善等加算の拡充や地方自治体が実施する保育士等確保策への財政措置を講ずること。 (5) 医療的ケア児の保育所等への受入促進を図るため、各園への看護師等の配置に係る財政措置の拡充や保育施設等における訪問看護サービス利用への保険適用などの措置を講ずること。 (6) 放課後児童クラブ等において、質の向上や人材確保のための処遇改善、効率的な運営の促進に要する経費及び施設を確保・維持するための賃借料について、財政措置の拡充を図ること。 (7) 放課後子供教室と放課後児童クラブの連携、一体的運営を推進するため、両事業の推進及び安定的・継続的に実施していくための財政措置を講ずること。
	7 「G I G Aスクール構想」の推進に向けた制度の充実	(1) 1人1台端末整備に対する国庫補助に当たっては、初期整備に限定せず、端末の運用、維持、更新等に係る継続的な制度の充実を図ることとし、あわせて高等学校段階の端末整備について義務教育段階と同等の制度となるよう充実を図ること。 (2) 授業や家庭学習等を行う際に要するセキュリティ対策費用、授業目的公衆送信補償金、インターネット接続回線等の使用料及びネットワーク管理費等に対しても財政支援を講ずること。 (3) 通信環境円滑化に係る事業につき、採択時期の早期化を図ること。 (4) 1人1台端末を最大限活用するため、デジタル教科書や教員研修等に必要な経費についても財政措置を講ずること。

個別行政分野関係	8	インフラ施設の長寿命化対策	(1) 国民の生命と暮らしを守るために、インフラ施設の計画的な維持管理・更新等が不可欠であることから、ライフサイクルコストの最小化を目指す予防保全型の修繕などへの重点的な支援などを行うこと。 (2) 新技術などによるコスト低減手法の開発と包括的な民間委託といった新たな事業手法の導入の情報提供などを行うこと。
	9	子育て家庭等の経済的負担の軽減措置や子どもの貧困対策	(1) 子ども医療費助成に対する統一的な国の医療費助成制度を創設するとともに、子ども医療費助成に係る国民健康保険国庫負担金等の減額措置を廃止すること。 (2) 不妊治療の保険適用のみならず、不育症に対する保険適用等を図ること。 (3) ひとり親家庭の支援策の拡充・強化を図ること。 (4) 子どもの貧困対策に係る施策の改善・充実と財政措置の充実を図ること。
	10	システム標準化及びガバメントクラウド構築に対する指定都市への意見聴取等	(1) 意見聴取団体として指定都市市長会を対象に加えること。 (2) 地方自治体の実情に応じて十分な財政措置を講ずること。 (3) 早期の情報提供とスケジュールどおりの標準仕様作成等を行うこと。 (4) 移行スケジュールについて柔軟な対応を行うこと。 (5) 高い信頼性を有するガバメントクラウド等を構築するとともに、そこで動作する標準準拠システムへの円滑な移行手法等を確立すること。
	11	医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立	(1) 国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度としていくため、国の責任において、医療保険制度の一本化に向けた抜本的な改革を実現すること。 (2) 一本化が実現するまでの間は、平成30年度からの医療保険制度改革にとどまらず、更なる国費の追加など、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるとともに、地方単独事業に係る国庫負担金等の全ての減額措置を廃止するといった安定的な制度運営に向けた対策を講ずること。
	12	脱炭素社会の実現	(1) 脱炭素社会の実現に向けた取組を組織横断的に推進するため、効果的な財政支援を充実・強化するとともに、省庁や所管の枠を越えた政策を国主導で講じ、指定都市が実効性ある取組を推進できるよう情報提供等を行うこと。 (2) 長期戦略等を見直すに当たっては、目標達成に確実に資する同時に、地域課題の解決にも寄与する取組を後押しし、SDGsの達成に貢献するものとすること。
	13	学校における働き方改革の推進	(1) 更なる教職員定数の改善や、専門スタッフの配置など教員の負担軽減に向けた施策に対して、より一層の財政支援を講ずること。 (2) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の養成を図るとともに、これら専門家を教職員定数として算定し、国庫負担金の対象とすること。 (3) 育児休業者の代替措置として正規教職員を充てた場合にも、算定基礎定数に含め、国庫負担金の対象とすること。
	14	義務教育施設等の整備促進	(1) 学校施設の老朽化対策や防災・減災機能の強化など、計画的な学校施設整備推進のために必要な事業量に見合う財政措置を講ずるとともに、事業採択時期の早期化を図ること。 (2) 老朽化対策事業に加えて学校施設のバリアフリー化や小学校における35人学級編制等への対応のためにも、補助単価の引上げや補助要件の緩和など制度の充実を図ること。 (3) 空調設備設置・更新事業の実施のために必要な財源を継続的に確保すること。
	15	下水道事業における国土強靭化等のための財源の確保	国民の安全で安心な暮らしを持続するため、下水道事業における浸水・地震・老朽化対策など国土強靭化のための対策について、必要な財源の確保を行うこと。

提 案 事 項		提 案 内 容
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた対応	1 新型コロナウイルスワクチン接種に係る国の措置	(1) ワクチン接種は、国の負担により実施するものであることを踏まえ、接種事務に携わる職員人件費も含め、地方自治体の負担が生じないよう、全額国費による財政措置を講ずること。 (2) 国が示した平日の接種委託費用単価は、インフルエンザ予防接種費用と比較して低く設定されていることから、接種医療機関ができるだけ多く確保するためにも、十分なインセンティブを持つよう、慎重な取り扱いや往診など様々な接種手法に見合った単価設定とすること。 (3) ワクチンについては、国の責任において安定的な供給を行うとともに、供給の時期や量について、速やかに情報提供を行うこと。 (4) ワクチンの安全性、有効性及び副反応に関する情報について十分に周知すること。 (5) ワクチン流通等の調整に関する道府県の権限を希望する指定都市に移譲すること。 (6) ワクチン関連システムの地方自治体等の問い合わせに即時対応できる体制を早急に構築し、入力作業を簡易にするなど現場の負担を最小化するために必要なシステム改修を行うこと。また、地方におけるデータ抽出の負担を軽減するため、住基データなどがワクチン関連システムに自動的に取り込まれるよう、システム間の連携を行うとともに、システム操作に不慣れな医療機関への対応を柔軟に行うこと。 (7) 指定都市など大都市部において、地方自治体に新たな負担を生じさせることなく、政府によるワクチン接種会場の設置・運営等により、ワクチン接種の加速化を図ること。 (8) 65歳未満への迅速な接種も展望し、企業や大学での接種など、平日の昼間も含めて、住民票の有無にかかわらず、簡易な方法で接種が可能な仕組みについて、国の責任において検討すること。 (9) キャンセルが生じた場合等にワクチンを無駄にしないための具体的な方法を示すこと。
	2 地域医療体制の確保	地域医療体制を確保するため、医療機関等の経営状況の把握に努めるとともに、安定的かつ持続可能な医療機関等の経営のため、国による必要な財政支援を行うこと。
	3 保健所等の体制・機能強化	(1) 新型コロナウイルス感染症対応の長期化に伴う職員の負担軽減や他の行政サービスの継続実施、今後の感染症対策のため、中長期的な視点も含め体制・機能が強化、充実するよう更なる支援を行うこと。 (2) 感染症対策の基本である保健所が行う積極的疫学調査や健康観察は、クラスターの急激な連鎖を防止し、感染経路の把握により感染源を推定するもので、新たな感染拡大の予防に寄与するとともに、医療提供体制の維持につながることから、確実に実施できるよう、国において必要な支援を行うこと。 (3) 地方衛生研究所については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律や地域保健法において、その位置付けを明確にするとともに、施設、設備及び検査機器の整備・更新について国庫補助の対象とすること。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた対応	雇用の維持と事業の継続等	<p>(1) ウィズコロナ・ポストコロナ時代の経済社会の変化を見据えた継続的・積極的な施策を講ずること。</p> <p>(2) 労働者に対する相談体制の充実や安定的雇用の維持、業界・業種間の円滑な人材移行を促進する職業訓練の拡充など、雇用の維持・確保につながる効果的な対策を講ずること。</p> <p>(3) 中小企業や個人事業主等の事業継続を下支えし、地域経済等への影響を最小限に抑えるため、中小企業などに限られている融資制度の対象に、中堅企業や公益法人も追加されるよう信用保証制度を改正すること。また、既往債務の返済猶予等の条件変更について、事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応を徹底するとともに、条件変更に伴う追加信用保証料に対する補助の実施や、民間金融機関や日本政策金融公庫等による無利子融資の返済期間の長期化及び無利子期間の延長等、資金繰り支援の更なる拡充を図ること。持続化給付金や雇用調整助成金の特例措置といった各種給付金・助成金、家賃の負担軽減支援など、既存支援策の期間延長、要件緩和、再給付も含む支援策のより一層の充実・強化を図ること。</p> <p>(4) 緊急事態宣言等の対象地域に限定せず、飲食店への営業時間の短縮要請を実施している地方自治体における感染防止対策の実効性を高めるため、協力金事業等の支援策に係る更なる財政支援を行うこと。</p> <p>(5) 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う営業時間の短縮要請や外出・移動等の自粛要請による地域経済及び住民生活への影響は緊急事態宣言等の対象地域か否かを問わず深刻であり、飲食店のみならず幅広い業種に広がっていることから、関連する事業者も対象とした、地域間で公平な給付金等の創設と速やかな交付を行うとともに、深刻な影響を受けている生活関連をはじめとしたサービス業全般へも必要な財政支援を講ずること。あわせて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「協力要請推進枠」について、現状の2割の地方負担を全額国が負担するとともに、財政支援対象の上限額を超えて事業者への協力金の上乗せ等を行った地方自治体に対し、特段の財政措置を講ずること。</p> <p>(6) 支援策を講ずる際には、活用を働きかけるための周知・広報や申請サポート体制の整備、申請簡素化、交付状況の開示、手続きが不慣れな事業者に対する専門家の支援等の制度の充実を図るなど、迅速で実効的な支給につなげること。</p> <p>(7) 利用者が大幅に減少し、危機的状況となっている路線バス等、国民の生活を支える重要な移動手段である公共交通を維持確保するため、公共交通事業者への支援策を講ずること。</p> <p>(8) 安心・安全な観光等を実現するための環境整備の強化及び支援を拡充するとともに、感染ステージに応じた観光需要喚起策をより一層強化すること。また、G o T o トラベル事業を再開する際には、地域間に不公平が生じないようにし、市町村が独自に行う旅行需要喚起施策についても確実な財政措置を行うこと。</p> <p>(9) ウィズコロナ・ポストコロナを見据え、テレワークなど新たな働き方の導入・定着及び社会全体のDXを一気に加速させるITインフラへの投資促進など、新分野展開や事業転換、生産性の向上・働き方改革の推進に取り組む企業を強く後押しする支援策の創設や支援の拡充を行うこと。</p> <p>(10) 文化芸術に係る地方自治体が実施する地域の実情に見合った効果的な支援策に対し、必要な財政措置を行うこと。また、文化芸術関係者の活動機会を維持するため、イベントの開催制限等に伴う支援策を充実させるとともに、安定的な文化芸術活動の促進に向けた継続的なサポートを行うこと。</p> <p>(11) 収入が減少した方等を対象とする国民健康保険・介護保険の保険料（税）減免について、令和2年度に引き続き、国による全額の財政支援を継続すること。</p>
-------------------------------------	--------------	---

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた対応	5	差別・偏見・誹謗中傷等の防止及び人権侵害を受けた方々への支援	新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者、医療従事者、その家族等への差別や偏見、誹謗中傷等が起きていること、今後、ワクチン接種の有無を巡る差別等が起きることも見込まれるため、それらの防止に向けた必要な対策を講ずるとともに人権侵害を受けた方々への支援策を講ずること。
	6	感染症対策のあり方の見直し	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法における国と地方の役割分担や事務権限について、指定都市などの意見も踏まえ、引き続き検証を行い、明確にすること。 (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく道府県知事の権限を、希望する指定都市の市長に財源と併せて移譲できるようにするなど、指定都市が地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる仕組みを構築すること。 (3) 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、継続措置を行うとともに、対象事業の拡充を図り、指定都市が地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に活用できるよう、指定都市を直接交付の対象にすること。
	7	感染状況に応じた税財政措置の充実	(1) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について、令和4年度においても、地方自治体が臨時に必要な新型コロナウイルス感染拡大防止や経済対策等を行うことができるよう、継続して交付し、地域経済や住民生活を守るために必要とされる額を確実に措置するとともに、各地方自治体の実情を踏まえて、柔軟で弾力的な運用を行うこと。また、交付金の算定に当たっては、市町村単位の陽性者数に基づき算定するなど、各市町村における財政需要をより適切に反映し、地域経済や住民生活に最も身近な基礎自治体である市町村に対してより重点的に配分すること。さらに、財政力に関わらず必要な額を措置するよう算定方法を見直すなど、大都市に十分配慮すること。 (2) 指定都市が、ウィズコロナ・ポストコロナ時代における新たな感染症の拡大防止に向けた体制の強化を図るため、地方財政計画においては、新型コロナウイルスの感染拡大を契機として経常的に見込まれる財政需要を適切に反映し、一時的な財政需要に対しては必要に応じ歳出特別枠を設け、地方交付税を別枠加算で増額するなど、必要な財政措置を行うこと。 (3) 固定資産税は基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であり、国の経済対策にこれを用いるべきではなく、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置等について、今後期間の延長や新たな負担軽減措置の創設等を行わないこと。 (4) 令和2年度に行われた減収補填債の対象税目拡大及び公的資金の配分について、今後の経済状況を踏まえ、令和3年度以降も継続すること。 (5) 病院、交通、上下水道事業をはじめとする公営企業等について、経営状況の急激な悪化及び中長期的な収益悪化に対応できるよう、十分な支援策を講ずること。

<参考資料：令和4年度国の施策及び予算に関する提案(案)>

令和3年6月2日開催
企画・財政担当局長合同会議
配付資料

令和4年度

国の施策及び予算に関する提案

令和3年7月

指定都市

	目	次
・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と 社会経済活動の両立に向けた対応	1	
	【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省】	
・ 提案事項	5	
<税財政・大都市制度関係>	5	
<個別行政分野関係>	6	
・ 提案事項詳細説明	11	
<税財政・大都市制度関係>		
1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分のは是正	11	
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】		
2 大都市税源の拡充強化	12	
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】		
3 国庫補助負担金の改革	13	
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】		
4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	14	
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】		
5 多様な大都市制度の早期実現	15	
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】		
<個別行政分野関係>		
6 子ども・子育て支援の充実	17	
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省・厚生労働省】		
7 「G I G Aスクール構想」実現に向けた制度の充実	18	
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省】		
8 インフラ施設の長寿命化対策	19	
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・国土交通省】		
9 子育て家庭等の経済的負担の軽減措置や子どもの貧困対策	20	
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省・厚生労働省・環境省】		
10 システム標準化及びガバメントクラウド構築に対する指定都市への意見 聴取等	21	
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】		
11 医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立	22	
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】		
12 脱炭素社会の実現	23	
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省】		
13 学校における働き方改革の推進	24	
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省】		
14 義務教育施設等の整備促進	25	
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・国土交通省】		
15 下水道事業における国土強靭化等のための財源の確保	26	
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・国土交通省】		

国の施策及び予算に関する提案

指定都市では、近年における社会経済情勢の変化に伴う社会保障制度の充実・向上、生活環境の整備、都市機能の充実等の財政需要が増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対する税制・財政上の十分な措置がなされていないことに加え、地方法人税導入の影響により、都市税源の更なる確保は厳しい状況となっています。また、徹底した行財政改革に取り組んでいますが、過去の経済対策に呼応した社会資本整備などに係る借入金の償還が大きな負担となっています。さらに、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、近年、全国的に多発する大規模災害からの復旧・復興の取組や防災・減災、国土強靭化対策の一層の推進にも多額の費用を要することが見込まれるなど、財政運営は極めて厳しい状況に置かれています。

指定都市は、このような状況の中でも引き続き、圏域における中枢都市として、日本を牽引するエンジンとなり、日本経済の持続的な成長と地方創生、デジタル社会の実現やSDGsの達成に向けて、先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠です。また脱炭素社会の実現、少子・高齢化対策、都市の活性化、社会資本の長寿命化、新型コロナウイルス感染症対策等の緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があります。

そこで、指定都市は、「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現並びに国から地方への税源及び権限の一体的な移譲による真の分権型社会の実現に向け、令和4年度国家予算編成に当たり、特に重要な事項を以下のとおり提案します。

政府並びに関係機関においては、この趣旨を踏まえ、適切な措置を講ずるよう強く要請します。

令和3年7月

指定都市市長会

指定都市議長会

P

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と 社会経済活動の両立に向けた対応

1 新型コロナワクチン接種に係る国の措置

- (1) ワクチン接種は、国の負担により実施するものであることを踏まえ、接種事務に携わる職員人件費も含め、地方自治体の負担が生じないよう、全額国費による財政措置を講ずること。
- (2) 国が示した平日の接種委託費用単価は、インフルエンザ予防接種費用と比較して低く設定されていることから、接種医療機関をできるだけ多く確保するためにも、十分なインセンティブを持つよう、慎重な取り扱いや往診など様々な接種手法に見合った単価設定とすること。
- (3) ワクチンについては、国の責任において安定的な供給を行うとともに、供給の時期や量について、速やかに情報提供を行うこと。
- (4) ワクチンの安全性、有効性及び副反応に関する情報について十分に周知すること。
- (5) ワクチン流通等の調整に関する道府県の権限を希望する指定都市に移譲すること。
- (6) ワクチン関連システムの地方自治体等の問い合わせに即時対応できる体制を早急に構築し、入力作業を簡易にするなど現場の負担を最小化するために必要なシステム改修を行うこと。また、地方におけるデータ抽出の負担を軽減するため、住基データなどがワクチン関連システムに自動的に取り込まれるよう、システム間の連携を行うとともに、システム操作に不慣れな医療機関への対応を柔軟に行うこと。
- (7) 指定都市など大都市部において、地方自治体に新たな負担を生じさせることなく、政府によるワクチン接種会場の設置・運営等により、ワクチン接種の加速化を図ること。
- (8) 65歳未満への迅速な接種も展望し、企業や大学での接種など、平日の昼間も含めて、住民票の有無にかかわらず、簡易な方法で接種が可能な仕組みについて、国の責任において検討すること。
- (9) キャンセルが生じた場合等にワクチンを無駄にしないための具体的な方法を示すこと。

2 地域医療体制の確保

地域医療体制を確保するため、医療機関等の経営状況の把握に努めるとともに、安定的かつ持続可能な医療機関等の経営のため、国による必要な財政支援を行うこと。

3 保健所等の体制・機能強化

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応の長期化に伴う職員の負担軽減や他の行政サービスの継続実施、今後の感染症対策のため、中長期的な視点も含め体制・機能が強化、充実するよう更なる支援を行うこと。
- (2) 感染症対策の基本である保健所が行う積極的疫学調査や健康観察は、クラスターの急激な連鎖を防止し、感染経路の把握により感染源を推定するもので、新たな感染拡大の予防に寄与するとともに、医療提供体制の維持につながることから、確実に実施できるよう、国において必要な支援を行うこと。
- (3) 地方衛生研究所については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律や地域保健法において、その位置付けを明確にするとともに、施設、設備及び検査機器の整備・更新について国庫補助の対象とすること。

4 雇用の維持と事業の継続等

- (1) ウィズコロナ・ポストコロナ時代の経済社会の変化を見据えた継続的・積極的な施策を講ずること。

- (2) 労働者に対する相談体制の充実や安定的雇用の維持、業界・業種間の円滑な人材移行を促進する職業訓練の拡充など、雇用の維持・確保につながる効果的な対策を講ずること。
- (3) 中小企業や個人事業主等の事業継続を下支えし、地域経済等への影響を最小限に抑えるため、中小企業などに限られている融資制度の対象に、中堅企業や公益法人も追加されるよう信用保証制度を改正すること。また、既往債務の返済猶予等の条件変更について、事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応を徹底するとともに、条件変更に伴う追加信用保証料に対する補助の実施や、民間金融機関や日本政策金融公庫等による無利子融資の返済期間の長期化及び無利子期間の延長等、資金繰り支援の更なる拡充を図ること。持続化給付金や雇用調整助成金の特例措置といった各種給付金・助成金、家賃の負担軽減支援など、既存支援策の期間延長、要件緩和、再給付も含む支援策のより一層の充実・強化を図ること。
- (4) 緊急事態宣言等の対象地域に限定せず、飲食店への営業時間の短縮要請を実施している地方自治体における感染防止対策の実効性を高めるため、協力金事業等の支援策に係る更なる財政支援を行うこと。
- (5) 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う営業時間の短縮要請や外出・移動等の自粛要請による地域経済及び住民生活への影響は緊急事態宣言等の対象地域か否かを問わず深刻であり、飲食店のみならず幅広い業種に広がっていることから、関連する事業者も対象とした、地域間で公平な給付金等の創設と速やかな交付を行うとともに、深刻な影響を受けている生活関連をはじめとしたサービス業全般へも必要な財政支援を講ずること。あわせて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「協力要請推進枠」について、現状の2割の地方負担を全額国が負担するとともに、財政支援対象の上限額を超えて事業者への協力金の上乗せ等を行った地方自治体に対し、特段の財政措置を講ずること。
- (6) 支援策を講ずる際には、活用を働きかけるための周知・広報や申請サポート体制の整備、申請簡素化、交付状況の開示、手続きが不慣れな事業者に対する専門家の支援等の制度の充実を図るなど、迅速で実効的な支給につなげること。
- (7) 利用者が大幅に減少し、危機的状況となっている路線バス等、国民の生活を支える重要な移動手段である公共交通を維持確保するため、公共交通事業者への支援策を講ずること。
- (8) 安心・安全な観光等を実現するための環境整備の強化及び支援を拡充するとともに、感染ステージに応じた観光需要喚起策をより一層強化すること。また、G o T o トラベル事業を再開する際には、地域間に不公平が生じないようにし、市町村が独自に行う旅行需要喚起施策についても確実な財政措置を行うこと。
- (9) ウィズコロナ・ポストコロナを見据え、テレワークなど新たな働き方の導入・定着及び社会全体のDXを一気に加速させるITインフラへの投資促進など、新分野展開や事業転換、生産性の向上・働き方改革の推進に取り組む企業を強く後押しする支援策の創設や支援の拡充を行うこと。
- (10) 文化芸術に係る地方自治体が実施する地域の実情に見合った効果的な支援策に対し、必要な財政措置を行うこと。また、文化芸術関係者の活動機会を維持するため、イベントの開催制限等に伴う支援策を充実させるとともに、安定的な文化芸術活動の促進に向けた継続的なサポートを行うこと。
- (11) 収入が減少した方等を対象とする国民健康保険・介護保険の保険料（税）減免について、令和2年度に引き続き、国による全額の財政支援を継続すること。

5 差別・偏見・誹謗中傷等の防止及び人権侵害を受けた方々への支援

新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者、医療従事者、その家族等への差別や偏見、誹謗中傷等が起きていること、今後、ワクチン接種の有無を巡る差別等が起きることも見込まれるため、それらの防止に向けた必要な対策を講ずるとともに人権侵害を受けた方々への支援策を講ずること。

6 感染症対策のあり方の見直し

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法における国と地方の役割分担や事務権限について、指定都市などの意見も踏まえ、引き続き検証を行い、明確にすること。
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく道府県知事の権限を、希望する指定都市の市長に財源と併せて移譲できるようにするなど、指定都市が地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる仕組みを構築すること。
- (3) 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、継続措置を行うとともに、対象事業の拡充を図り、指定都市が地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に活用できるよう、指定都市を直接交付の対象にすること。

7 感染状況に応じた税財政措置の充実

- (1) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について、令和4年度においても、地方自治体が臨時の必要に新型コロナウイルス感染拡大防止や経済対策等を行うことができるよう、継続して交付し、地域経済や住民生活を守るために必要とされる額を確実に措置するとともに、各地方自治体の実情を踏まえて、柔軟で弾力的な運用を行うこと。また、交付金の算定に当たっては、市町村単位の陽性者数に基づき算定するなど、各市町村における財政需要をより適切に反映し、地域経済や住民生活に最も身近な基礎自治体である市町村に対してより重点的に配分すること。さらに、財政力に関わらず必要な額を措置するよう算定方法を見直すなど、大都市に十分配慮すること。
- (2) 指定都市が、ウィズコロナ・ポストコロナ時代における新たな感染症の拡大防止に向けた体制の強化を図るため、地方財政計画においては、新型コロナウイルスの感染拡大を契機として経常的に見込まれる財政需要を適切に反映し、一時的な財政需要に対しては必要に応じ歳出特別枠を設け、地方交付税を別枠加算で増額するなど、必要な財政措置を行うこと。
- (3) 固定資産税は基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であり、国の経済対策にこれを用いるべきではなく、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置等について、今後期間の延長や新たな負担軽減措置の創設等を行わないこと。
- (4) 令和2年度に行われた減収補填債の対象税目拡大及び公的資金の配分について、今後の経済状況を踏まえ、令和3年度以降も継続すること。
- (5) 病院、交通、上下水道事業をはじめとする公営企業等について、経営状況の急激な悪化及び中長期的な収益悪化に対応できるよう、十分な支援策を講ずること。

【要請の背景】

新型コロナウイルス感染症については、令和2年1月に国内で初めて陽性患者が確認されて以来、医療従事者の皆様の懸命なご努力と多くの方々の感染拡大防止の取組への協力等により、今日まで対処してきた。

一方で、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の発令地域のみならず、その対象地域以外においても、外出や営業の自粛等により、地域経済や住民生活に甚大な影響が生じている。

全国20の指定都市は、我が国の人囗の約2割に当たる2,700万人以上が居住し、産業や医療機関が集積する圏域の中核都市として、国や道府県、医療機関、関係機関等と緊密に連携し、新型コロナウイルス感染の拡大防止、地域の医療提供体制の確保はもとより、雇用と国民の生活を何としても守りきるとの強い決意のもと、地域経済及び住民生活の支援等に取り組んでいるところである。

今後の感染拡大も見据え、新しい生活様式を実践するとともに、感染拡大防止と社会経済活動を両立し、この状況から早期に立ち直るため、国と地方が役割に応じて取り組む必要がある。

[提案事項＜税財政・大都市制度関係＞]

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源分配のは是正

- (1) 消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。
- (2) 地方自治体間の財政力格差のは是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

2 大都市税源の拡充強化

- (1) 大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。
- (2) 道府県から指定都市に移譲されている事務・権限等について、所要額が税制上措置されるよう、税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

3 国庫補助負担金の改革

- (1) 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。
- (2) 税源移譲されるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

- (1) 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、大都市特有の財政需要を反映させるなど、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること。
- (2) 地方財源不足の解消は地方交付税の法定率引上げなどにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。
- (3) 地方交付税の算定に当たっては、地方交付税額の予見可能性を確保すること。

5 多様な大都市制度の早期実現

基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

[提案事項＜個別行政分野関係＞]

6 子ども・子育て支援の充実

- (1) 国が必要とする1兆円超程度の子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」について、恒久的な財源により実施すること。
- (2) 新制度施行や幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、増加する地方自治体の全ての経費への確実かつ恒久的な財政措置を国の責任において講ずること。
- (3) 保育所等の施設整備に係る補助率の嵩上げ等の措置を講ずること。
- (4) 保育士等人材確保のため、公定価格の処遇改善等加算の拡充や地方自治体が実施する保育士等確保策への財政措置を講ずること。
- (5) 医療的ケア児の保育所等への受入促進を図るため、各園への看護師等の配置に係る財政措置の拡充や保育施設等における訪問看護サービス利用への保険適用などの措置を講ずること。
- (6) 放課後児童クラブ等において、質の向上や人材確保のための処遇改善、効率的な運営の促進に要する経費及び施設を確保・維持するための賃借料について、財政措置の拡充を図ること。
- (7) 放課後子供教室と放課後児童クラブの連携、一体的運営を推進するため、両事業の推進及び安定的・継続的に実施していくための財政措置を講ずること。

7 「GIGAスクール構想」の推進に向けた制度の充実

- (1) 1人1台端末整備に対する国庫補助に当たっては、初期整備に限定せず、端末の運用、維持、更新等に係る継続的な制度の充実を図ることとし、あわせて高等学校段階の端末整備について義務教育段階と同等の制度となるよう充実を図ること。
- (2) 授業や家庭学習等を行う際に要するセキュリティ対策費用、授業目的公衆送信補償金、インターネット接続回線等の使用料及びネットワーク管理費等に対しても財政支援を講ずること。
- (3) 通信環境円滑化に係る事業につき、採択時期の早期化を図ること。
- (4) 1人1台端末を最大限活用するため、デジタル教科書や教員研修等に必要な経費についても財政措置を講ずること。

8 インフラ施設の長寿命化対策

- (1) 国民の生命と暮らしを守るために、インフラ施設の計画的な維持管理・更新等が不可欠であることから、ライフサイクルコストの最小化を目指す予防保全型の修繕などへの重点的な支援などを行うこと。
- (2) 新技術などによるコスト低減手法の開発と包括的な民間委託といった新たな事業手法の導入の情報提供などを行うこと。

9 子育て家庭等の経済的負担の軽減措置や子どもの貧困対策

- (1) 子ども医療費助成に対する統一的な国の医療費助成制度を創設するとともに、子ども医療費助成に係る国民健康保険国庫負担金等の減額措置を廃止すること。
- (2) 不妊治療の保険適用のみならず、不育症に対する保険適用等を図ること。
- (3) ひとり親家庭の支援策の拡充・強化を図ること。
- (4) 子どもの貧困対策に係る施策の改善・充実と財政措置の充実を図ること。

1 0 システム標準化及びガバメントクラウド構築に対する指定都市への意見聴取等

- (1) 意見聴取団体として指定都市市長会を対象に加えること。
- (2) 地方自治体の実情に応じて十分な財政措置を講ずること。
- (3) 早期の情報提供とスケジュールどおりの標準仕様作成等を行うこと。
- (4) 移行スケジュールについて柔軟な対応を行うこと。
- (5) 高い信頼性を有するガバメントクラウド等を構築するとともに、そこで動作する標準準拠システムへの円滑な移行手法等を確立すること。

1 1 医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立

- (1) 国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度としていくため、国の責任において、医療保険制度の一本化に向けた抜本的な改革を実現すること。
- (2) 一本化が実現するまでの間は、平成30年度からの医療保険制度改革にとどまらず、更なる国費の追加など、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるとともに、地方単独事業に係る国庫負担金等の全ての減額措置を廃止するといった安定的な制度運営に向けた対策を講ずること。

1 2 脱炭素社会の実現

- (1) 脱炭素社会の実現に向けた取組を組織横断的に推進するため、効果的な財政支援を充実・強化するとともに、省庁や所管の枠を越えた政策を国主導で講じ、指定都市が実効性ある取組を推進できるよう情報提供等を行うこと。
- (2) 長期戦略等を見直すに当たっては、目標達成に確実に資すると同時に、地域課題の解決にも寄与する取組を後押しし、SDGsの達成に貢献するものとすること。

1 3 学校における働き方改革の推進

- (1) 更なる教職員定数の改善や、専門スタッフの配置など教員の負担軽減に向けた施策に対して、より一層の財政支援を講ずること。
- (2) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の養成を図るとともに、これら専門家を教職員定数として算定し、国庫負担金の対象とすること。
- (3) 育児休業者の代替措置として正規教職員を充てた場合にも、算定基礎定数に含め、国庫負担金の対象とすること。

1 4 義務教育施設等の整備促進

- (1) 学校施設の老朽化対策や防災・減災機能の強化など、計画的な学校施設整備推進のために必要な事業量に見合う財政措置を講ずるとともに、事業採択時期の早期化を図ること。
- (2) 老朽化対策事業に加えて学校施設のバリアフリー化や小学校における35人学級編制等への対応のためにも、補助単価の引上げや補助要件の緩和など制度の充実を図ること。
- (3) 空調設備設置・更新事業の実施のために必要な財源を継続的に確保すること。

1 5 下水道事業における国土強靭化のための財源の確保

国民の安全で安心な暮らしを持続するため、下水道事業における浸水・地震・老朽化対策など国土強靭化のための対策について、必要な財源の確保を行うこと。

[提案事項詳細説明]

<税財政・大都市制度関係>

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分のは是正

- (1) 消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。
- (2) 地方自治体間の財政力格差のは是正は、法人住民税などの地方税収を減することなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

【要請の背景】

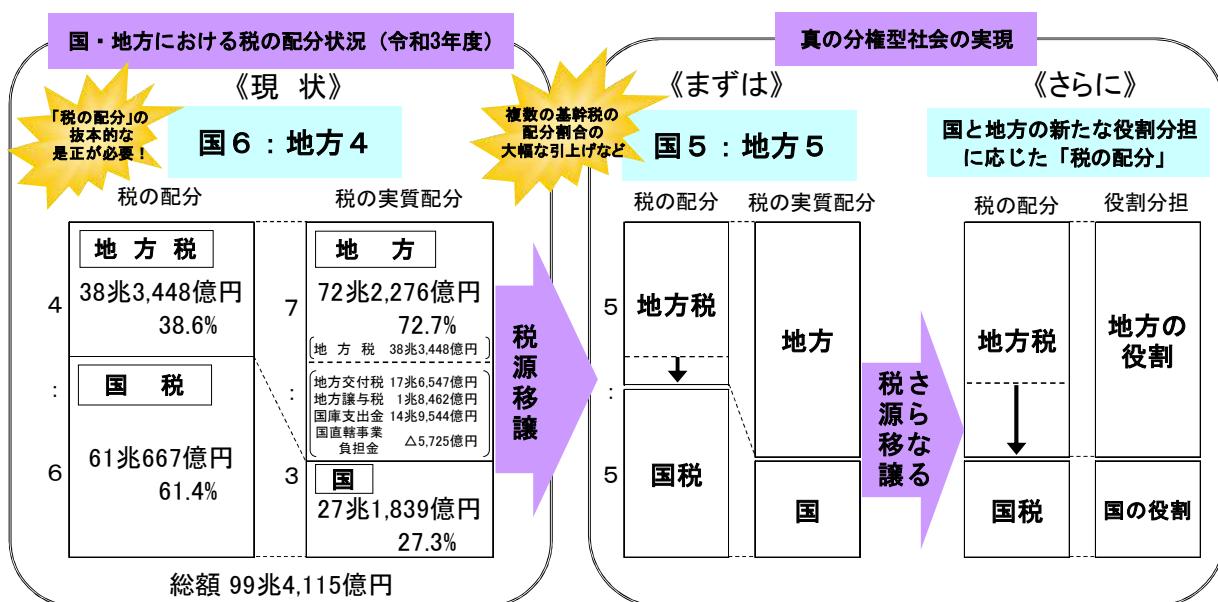
(1) 現状における国・地方間の「税の配分」は6：4である一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は3：7となっており、依然として大きな乖離がある。

したがって、地方自治体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できる真の分権型社会を実現するため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていくべきである。

(2) 地方自治体間の財政力格差のは是正を目的に導入された地方法人税は、単に、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方に再分配する制度にすぎず、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。

もとより、地方自治体間の財政力格差のは是正は、法人住民税などの地方税収を減することなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。

国・地方間の税源配分のは是正



注 地方法人税の拡大及び特別法人事業税の創設の影響により、地方と国との税の配分格差が拡大した。

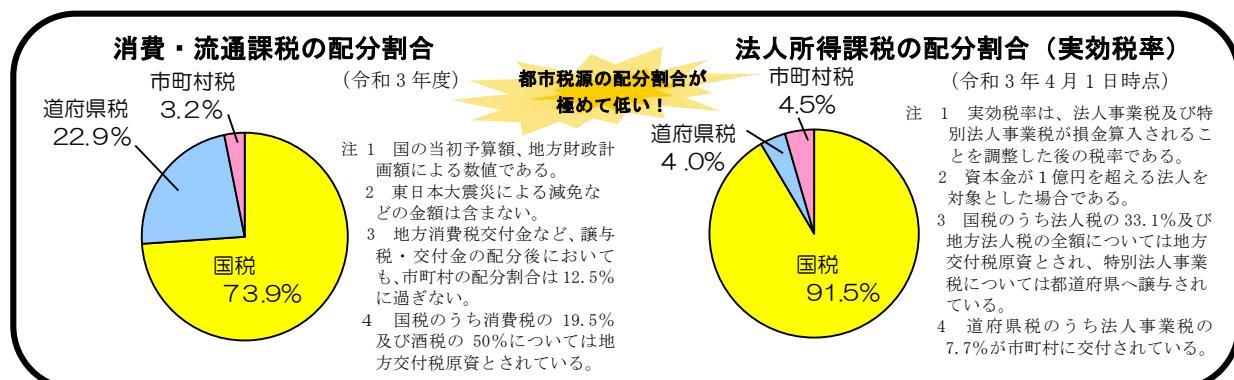
2 大都市税源の拡充強化

- (1) 大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。
- (2) 道府県から指定都市に移譲されている事務・権限等について、所要額が税制上措置されるよう、税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

【要請の背景】

- (1) 指定都市は、圏域の中核都市としての役割や、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えているが、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっていることから、特に地方消費税（社会保障財源化分以外）と法人住民税の配分割合を拡充すべきである。
- (2) 指定都市は、事務配分の特例により道府県から移譲されている事務・権限（以下「大都市特例事務」という。）を担っているが、必要な財源については、税制上の措置が不十分である。また、指定都市の市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを指定都市から受けているにもかかわらず、その経費を道府県税として負担しており、応益原則に反し受益と負担の関係にねじれが発生している。

したがって、個人・法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲による税源配分の見直しを行い、大都市特例税制を創設すべきである。なお、眞の分権型社会を実現していく中で、新たに道府県から指定都市へ移譲される事務・権限に必要な財源についても、指定都市への税制上の措置を講ずるべきである。



大都市特例事務に係る税制上の措置不足額 (令和3年度予算に基づく概算)

大都市特例事務に係る経費 (特例経費一般財源等所要額)

約4,000億円

地方自治法に基づくもの
個別法に基づくもの

左の経費に対する税制上の措置

約2,600億円

税制上の措置不足額

約1,400億円

税制上の措置済額

注 県費負担教職員の給与負担に係る経費を含まない。

これに加え、道府県から指定都市への新たな事務移譲・権限移譲に伴う所要額についても、税制上の措置が必要！！

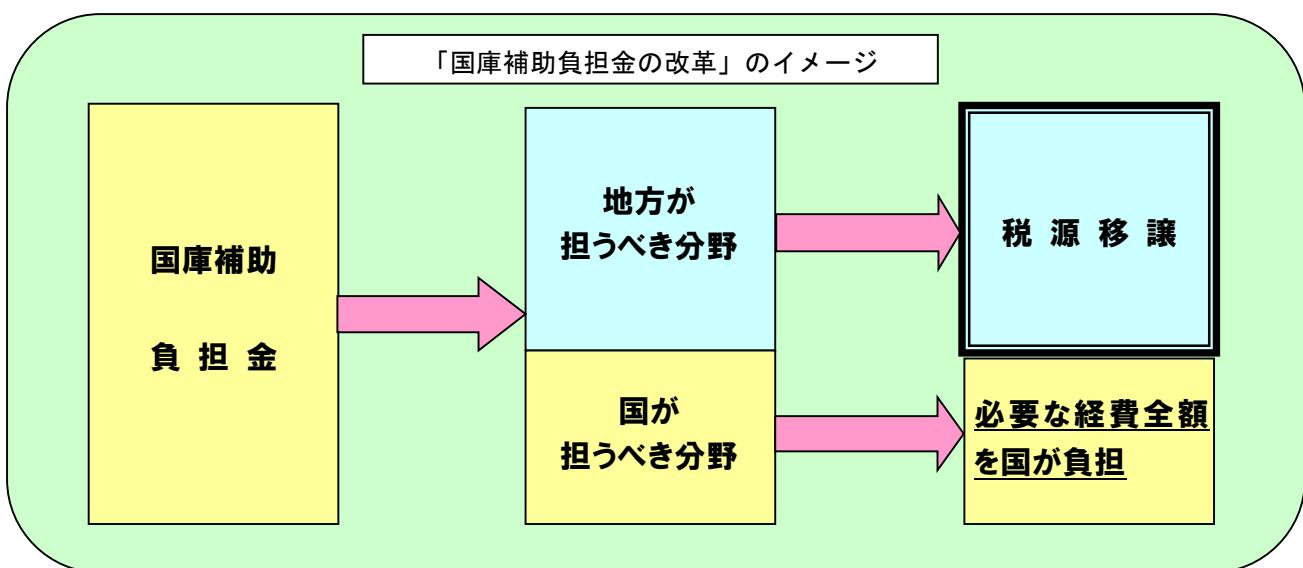
国・道府県からの個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る複数税目の税源移譲により大都市税源の拡充強化を図ること！！

3 国庫補助負担金の改革

- (1) 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。
- (2) 税源移譲されるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

【要請の背景】

- (1) 真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で主体的かつ効率的に提供するためには、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国の関与・義務付けの廃止・縮減と併せて、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべきである。
- (2) 税源移譲されるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、事業規模や使途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等、地方にとって、より自由度が高く活用しやすい制度となるよう見直しを進めるべきである。なお、三位一体の改革で行ったような単なる国庫補助負担率の引下げは、決して行うべきでない。



4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

- (1) 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、大都市特有の財政需要を反映させるなど、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること。
- (2) 地方財源不足の解消は地方交付税の法定率引上げなどにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。
- (3) 地方交付税の算定に当たっては、地方交付税額の予見可能性を確保すること。

【要請の背景】

- (1) 地方交付税は国から恩恵的に与えられているものではなく、地方固有の財源であり、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきでない。また、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能をもつことから、大都市特有の財政需要のほか、増加傾向にある社会保障関係費、地域社会のデジタル化や防災・減災、国土強靭化等に伴う新たな地方負担を含めた地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な地方交付税額を確保すべきである。なお、地方交付税を補助金や交付金のような政策誘導手段として用いることや、地方交付税額の大都市に限定した削減並びに地方が保有する基金の増加や現在高を理由とした削減は、決して行うべきでない。
- (2) 臨時財政対策債は相対的に指定都市への配分割合が大きいため、指定都市の市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合は拡大しており、市債発行額抑制や市債残高削減の支障となっている。地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げなどにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すべきである。また、既往債の元利償還金については、その全額を将来にわたり確実に地方交付税措置すべきである。
- (3) 地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示し、各地方自治体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性を確保すべきである。

○地方交付税の削減状況 ※ () は人口一人当たりの金額

	平成15年度決定額	令和2年度決定額	削減額	削減率
全国総額	18兆 693億円	16兆5, 883億円	△1兆4, 810億円	△8. 2%
	8兆 908億円 (6. 4万円)	7兆9, 373億円 (6. 2万円)	△1, 535億円	△1. 9%
指定都市総額	9, 433億円 (3. 6万円)	7, 105億円 (2. 6万円)	△2, 328億円	△24. 7%

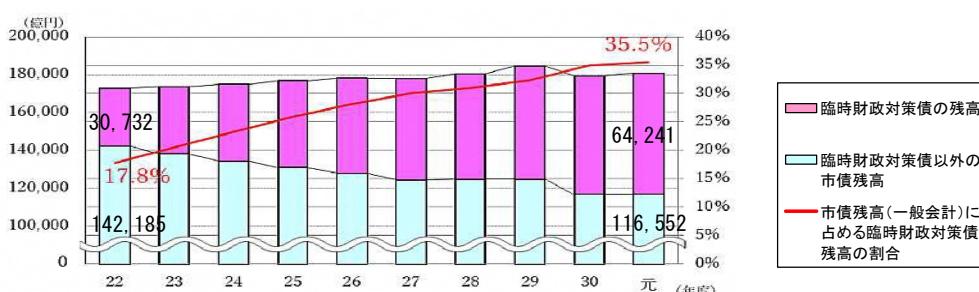
臨時財政対策債の配分状況 (令和2年度決定額)	
■ 全国総額 臨時財政対策債(15.9%) 3兆 1, 398億円	地方交付税 (84.1%) 16兆 5, 883億円
■ 指定都市総額 臨時財政対策債(38.8%) 4, 513億円	地方交付税 (61.2%) 7, 105億円

指定都市は
地方交付税
を著しく削減
されている

注 1 指定都市総額には、平成 16 年度以降に指定都市となった相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市・熊本市も含む。

2 地方交付税（全国総額・指定都市総額）のうち、令和 2 年度決定額には震災復興に係る特別交付税を含まない。

○一般会計の市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合（指定都市総額）



臨時財政対策債は、
市債発行額抑制や
市債残高削減の支
障となっている

5 多様な大都市制度の早期実現

基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

【要請の背景】

地方自治法の施行から70年以上が経過し、この間、地方分権改革の推進や市町村合併等により、広域自治体と基礎自治体の役割は大きく変化している。基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるようするためには、大幅な事務・権限と税財源の移譲により真の分権型社会を実現する必要がある。

現行の指定都市制度は、65年前に、暫定的に導入されたものであり、人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化などの課題や圏域全体の活性化・発展の牽引役として指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度にはなってはいない。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組を行っている。

こうした中、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が施行され、二度目の住民投票が実施された一方で、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」制度は未だ地方自治制度の中に存在しないなど、大都市制度に係る法的整備は十分になされていない。

また、道州制を議論する上でも、基礎自治体の権能の充実と新たな大都市制度の位置付けを明確にすることが不可欠である。

については、道州制も視野に入れつつ、道府県から指定都市への事務・権限と税財源の移譲を積極的に進め、「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図るべきである。

現状

暫定的な指定都市制度

直面する問題や求められる役割に十分に対応できない

指定都市はそれが異なる特性を持つ

規模、歴史・文化、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など

目指す姿

多様な大都市制度の早期実現

- ・大幅な事務・権限と税財源の移譲
- ・「特別自治市」制度の法制化など

全国一律の画一的な制度は適切ではない

[提案事項詳細説明]

<個別行政分野関係>

6 子ども・子育て支援の充実

- (1) 国が必要とする1兆円超程度の子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」について、恒久的な財源により実施すること。
- (2) 新制度施行や幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、増加する地方自治体の全ての経費への確実かつ恒久的な財政措置を国の責任において講ずること。
- (3) 保育所等の施設整備に係る補助率の嵩上げ等の措置を講ずること。
- (4) 保育士等人材確保のため、公定価格の処遇改善等加算の拡充や地方自治体が実施する保育士等確保策への財政措置を講ずること。
- (5) 医療的ケア児の保育所等への受入促進を図るため、各園への看護師等の配置に係る財政措置の拡充や保育施設等における訪問看護サービス利用への保険適用などの措置を講ずること。
- (6) 放課後児童クラブ等において、質の向上や人材確保のための処遇改善、効率的な運営の促進に要する経費及び施設を確保・維持するための賃借料について、財政措置の拡充を図ること。
- (7) 放課後子供教室と放課後児童クラブの連携、一体的運営を推進するため、両事業の推進及び安定的・継続的に実施していくための財政措置を講ずること。

【要請の背景】

- (1) 幼児期の教育・保育、子育て支援の質・量の充実を図るために必要とされる1兆円超程度の財源について恒久的な確保策を講じ、施設型給付・地域型保育給付の公定価格に反映させるとともに、地域子ども・子育て支援事業を充実する必要がある。
- (2) 幼児教育・保育の無償化等の制度改正に伴い近年増加している地方自治体における全ての経費への恒久的な財政措置を講ずべきである。
- (3) 待機児童対策のための保育所、認定こども園等の施設整備に係る交付金や補助金について、補助率の嵩上げ要件の緩和や補助率の更なる拡充を図るべきである。
- (4) 保育士等人材確保のため、公定価格の処遇改善等加算の拡充を図るとともに、地方自治体が実施する保育士等確保策に対する財政措置の充実を講ずべきである。
- (5) 医療的ケア児の保育所等への受入促進を図るため、補助割合の見直し、また、保護者の負担軽減に繋がる看護師等の配置に要する経費への更なる財政措置の拡充や保育施設等における訪問看護サービス利用への保険適用を図るべきである。
- (6) 放課後児童クラブ等の運営費において、要配慮児童への加配対応を始めとする質の向上や放課後児童支援員等人材確保のための処遇改善、効率的な運営の促進に要する経費への財政措置を充実する必要がある。また、施設を確保・維持するための賃借料について、事業の開始時期に関わらず財政措置を講ずべきであり、あわせて補助基準額を上回る賃借料を要す地域において、財政措置を充実する必要がある。
- (7) 放課後子供教室と放課後児童クラブの連携、一体的運営の推進には、人材及び活動場所の確保とともに安定的・継続的な実施のための財政措置を講ずべきである。

子どもを取り巻く様々な課題・問題を解消するため、国による財政措置・制度の充実、補助の拡大が必要

子どもと子育て家庭にやさしい社会の構築

- ・待機児童対策をはじめ、子ども・子育て支援新制度の充実
- ・地域の子育て支援の充実
- ・子育て家庭の経済的負担の軽減 ほか

- ・共働き家庭等の増加
- ・待機児童問題
- ・配慮を必要とする児童の増加
- ・女性の就業率の上昇
- ・保育士等の不足
- ・放課後児童支援員の不足 ほか

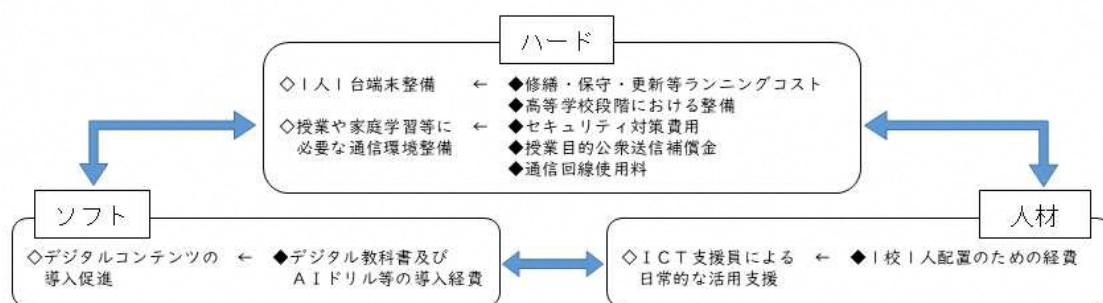
7 「GIGAスクール構想」の推進に向けた制度の充実

- (1) 1人1台端末整備に対する国庫補助に当たっては、初期整備に限定せず、端末の運用、維持、更新等に係る継続的な制度の充実を図ることとし、あわせて高等学校段階の端末整備について義務教育段階と同等の制度となるよう充実を図ること。
- (2) 授業や家庭学習等を行う際に要するセキュリティ対策費用、授業目的公衆送信補償金、インターネット接続回線等の使用料及びネットワーク管理費等に対しても財政支援を講ずること。
- (3) 通信環境円滑化に係る事業につき、採択時期の早期化を図ること。
- (4) 1人1台端末を最大限活用するため、デジタル教科書や教員研修等に必要な経費についても財政措置を講ずること。

【要請の背景】

- (1) 1人1台端末整備に対する国庫補助に当たっては、初期整備に限定せず、端末のリース費・修繕・保守・更新等のランニングコスト、指導者用・追加用・予備用端末の確保に関する経費についても、継続的な支援を行うよう制度の充実を図るべきである。
また、高等学校段階の端末整備に対する国庫補助について、義務教育段階と同等となるよう制度の充実を図るべきである。
- (2) 授業や家庭学習等を行う際の安全・安心な通信の保障のために必要なセキュリティ対策費用、授業目的公衆送信補償金、Wi-Fi・LTE等の通信方式を問わない、インターネット接続回線等の使用料及び無線LANの保守経費やネットワーク管理費等に対し、財政支援を講ずるべきである。
- (3) 学習系ネットワークにおける通信環境の円滑化に係る事業について、採択時期の早期化を図るべきである。
- (4) 教師・児童生徒の力を最大限に引き出し、多様な子どもたち一人一人に個別最適化された環境で資質・能力をより確実に育成するためには、学習活動の充実や授業改善を一層図る必要がある。そのため、デジタル教科書・AIドリル・授業支援ソフト等の導入、大型提示装置等のICT機器の整備・更新、ICT支援員の1校1人配置等の人的措置、教員研修等、その実現のために必要な経費についても財政措置を講ずるべきである。

GIGAスクール構想の推進に向けた ハード・ソフト・人材一体となった学びの環境整備の諸課題



8 インフラ施設の長寿命化対策

- (1) 国民の生命と暮らしを守るために、インフラ施設の計画的な維持管理・更新等が不可欠であることから、ライフサイクルコストの最小化を目指す予防保全型の修繕などへの重点的な支援などを行うこと。
- (2) 新技術などによるコスト低減手法の開発と包括的な民間委託といった新たな事業手法の導入の情報提供などを行うこと。

【要請の背景】

- (1) 地方自治体が管理する道路、河川、上下水道等のインフラ施設の多くについて老朽化が進行しており、適切な維持管理や更新を行わなければ、他国で見られた重大事故の発生のように、国民生活や社会生活に多大な影響を及ぼす恐れがある。

地方自治体においては、事故の未然防止やコストの最小化、予算の平準化を図るため、各インフラ施設の長寿命化計画を策定し、計画的かつ効率的な取組を進めているが、次世代への良好なインフラ施設の継承を可能にするため、ライフサイクルコストの最小化を目指す予防保全型の修繕や更新等に必要な財源を安定的に確保する必要がある。加えて、橋梁などのインフラ施設には低濃度P C Bが含まれる場合があり、P C B特措法の処理期間内（令和8年度末）に除去する必要があるが、十分な財源措置がなされていない状況である。こうした中、国においては、令和2年12月11日に「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速などについて重点的かつ集中的に対策を講ずることとされ、予算措置もなされたところである。今後も維持管理・更新等にかかる必要な財源が安定的に確保できるよう重点的な支援を行うべきである。
- (2) 国においても、増加する維持管理費用の最小化に向け、推奨技術などに選定されている有用な新技術について積算基準類を整備するなど、地方自治体が広く活用できるよう、新技術などによるコスト低減手法の開発・支援に加え、道路施設などの維持管理業務における包括的な民間委託といった新たな手法の導入についても情報提供などを引き続き行うべきである。



写真1 橋梁崩落事故の状況

出典左：米国ミネアポリス橋梁崩壊事故に関する技術調査報告 2007



図1 メンテナンスサイクルのイメージ図



写真2 新技術の開発（点検法の見直し）

出典左：橋梁維持管理技術の現場検証・評価の結果 出典右：Society 5.0 で実現する社会振興（内閣府HP）
(次世代社会インフラ用ロボット現場検証委員会)



図2 AIの活用（点検作業のコスト低減）

9 子育て家庭等の経済的負担の軽減措置や子どもの貧困対策

- (1) 子ども医療費助成に対する統一的な国の医療費助成制度を創設するとともに、子ども医療費助成に係る国民健康保険国庫負担金等の減額措置を廃止すること。
- (2) 不妊治療の保険適用のみならず、不育症に対する保険適用等を図ること。
- (3) ひとり親家庭の支援策の拡充・強化を図ること。
- (4) 子どもの貧困対策に係る施策の改善・充実と財政措置の充実を図ること。

【要請の背景】

- (1) 子ども医療費助成制度は、各地方自治体がそれぞれ制度設計していることで、住んでいる地域で助成内容に差異が生じている状況である。安心して子どもを産み・育てる環境を整え、長期的に安定した制度設計となるよう、国と地方自治体が協議の場を持ち、医療保険制度における子ども医療費助成制度のあるべき姿について共に議論した上で、国において、統一的な医療費助成制度を創設すべきである。
また、平成30年度から、未就学児を対象とする医療費助成に係る国民健康保険国庫負担金等の減額措置は廃止されたが、地方自治体の少子化対策の取組を支援する観点から、減額措置を全て廃止すべきである。
- (2) 出生数、出生率とも減少が続いている現状を踏まえ、不妊治療費に対する保険適用に向けて速やかに結論を出すとともに、不育症に対する支援についても、助成対象の拡大や検査及び治療等に対する保険適用を図るべきである。
- (3) ひとり親家庭の相対的貧困率は子どものいる現役世帯全体の相対的貧困率の約4倍であり、母子世帯の平均所得は児童のいる世帯全体の4割程度である状況を踏まえ、児童扶養手当引上げなど経済的支援や、ひとり親家庭の親や子の就労支援など、自立に向けた各種支援策の拡充・強化を図るべきである。
- (4) ひとり親家庭や生活保護世帯の子どもの大学や高校への進学率が全世帯と比べ低い割合となっている状況を踏まえ、子どもたちが生まれ育った家庭の経済状況に左右されることなく、また、地域においても子どもが健やかに育成されるよう学習支援や居場所づくりをはじめとする子どもの貧困対策の拡充・強化を図るべきである。

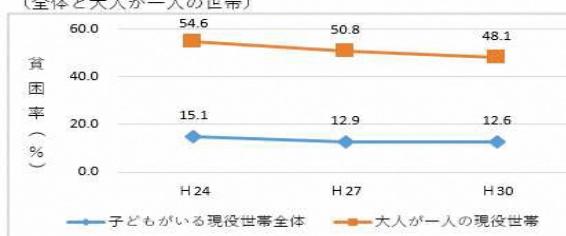
ひとり親家庭は依然経済的に厳しい環境にあり、子どもが健やかに育成されるよう支援策の拡充・強化が必要

- ① ひとり親家庭の相対的貧困率は、子どもがいる現役世帯全体の相対的貧困率の約4倍 ⇒図1
ひとり親家庭の相対的貧困率 48.1% 子どもがいる現役世帯の相対的貧困率 12.6%
- ② 母子世帯の平均所得は、児童のいる世帯全体の4割程度 ⇒図2
母子世帯の平均所得 306.0万円 児童のいる世帯の平均所得 745.9万円
- ③ 母子世帯の母で現在も養育費を受給している母子世帯は1/4以下
現在も養育費をうけている母子世帯 24.3% 額が決まっている世帯の平均月額 43,707円
養育費の取り決めをしている母子世帯 42.9%
- ④ 就業している母子世帯の非正規雇用の割合は約半数
母子世帯の非正規雇用割合 48.4% (パート・アルバイト等 43.8% 派遣社員 4.6%)
- ⑤ ひとり親家庭の子どもの高等学校卒業後の進学率は6割以下
ひとり親家庭の子どもの高等学校卒業後の進学率 58.5% (全世帯の高等学校卒業後の進学率 72.9%)

【出典】①② R元年国民生活基礎調査 ③④ H28年度全国ひとり親世帯等調査

■図1 子どもがいる現役世帯(*)の相対的貧困率

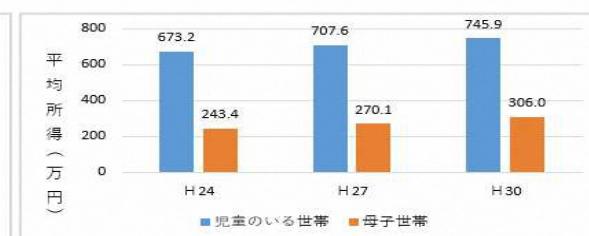
(全体と大人が一人の世帯)



* 現役世帯とは、世帯主が18歳以上65歳未満の世帯

■図2 児童のいる世帯全体と母子世帯の平均所得

(児童のいる世帯 平均所得 306.0万円 母子世帯 平均所得 745.9万円)



10 システム標準化及びガバメントクラウド構築に対する指定都市への意見聴取等

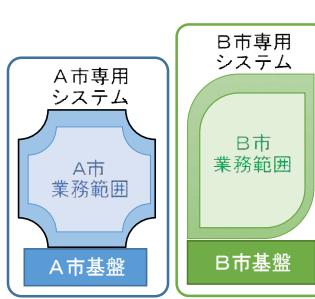
- (1) 意見聴取団体として指定都市市長会を対象に加えること。
- (2) 地方自治体の実情に応じて十分な財政措置を講ずること。
- (3) 早期の情報提供とスケジュールどおりの標準仕様作成等を行うこと。
- (4) 移行スケジュールについて柔軟な対応を行うこと。
- (5) 高い信頼性を有するガバメントクラウド等を構築するとともに、そこで動作する標準準拠システムへの円滑な移行手法等を確立すること。

【要請の背景】

- (1) 指定都市は、行政区を有しており、業務環境が一般の市町村とは異なることや、人口数に比例した大量の処理が求められることから、これらに対応するための特別な仕組み等が必要となる。システムの標準化を進める上では、指定都市特有の業務実態を標準仕様及びガバメントクラウドに反映するため、標準化に関する法律に基づく意見聴取団体に指定都市市長会を加えるべきである。
- (2) 国は標準化対象業務の情報システムについて準備経費や移行経費を補助することとしているが、それ以外の関連するシステムにおいても、業務フローの見直し等に係る外部委託や改修等をする必要がある。これらに加え、現行システムの運用保守等の中途解約に伴う違約金、標準準拠システムへのデータ移行・変換処理及び段階的な移行の際に生ずるデータ連携に必要な環境整備等についても、標準化に関する法律施行以前に着手したものも含め、幅広く財政支援の対象とすべきである。
- (3) 指定都市ではシステム標準化に伴う業務再構築や執行体制の見直し等に期間を要することから、国は、速やかな情報提供とスケジュールどおりの標準仕様作成を行うとともに、標準準拠システムの開発についても主導的な役割を果たすべきである。
- (4) 指定都市が抱える業務の規模や特性を踏まえた検討等に必要な期間や、多くの地方自治体が同時に標準準拠システムへの移行を進めることによるシステム事業者の対応能力等を考慮して、令和7年度末までとした移行期限については柔軟な対応を行うべきである。
- (5) 標準化対象となっている業務については市民への影響が非常に大きいことから、ネットワーク環境も含め、高い信頼性を有するガバメントクラウドを構築するとともに、そこで動作する標準準拠システムへの円滑な移行手法等を確立すべきである。また、標準準拠システム間、及び標準準拠システムとそれ以外のシステムのシームレスな連携基盤の構築を行うべきである。

現状

各地方公共団体の業務に合わせてシステムを個別に構築
→システムの維持管理や制度改正対応の負担が大きい。

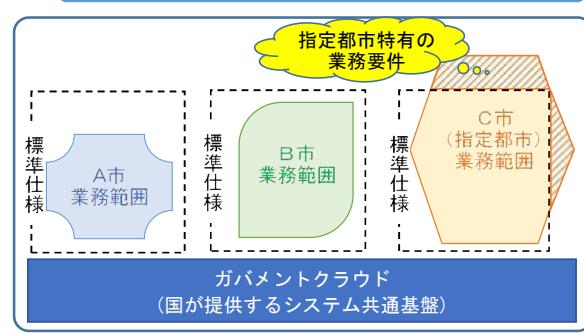


指定都市の懸念

- (1) 指定都市特有の業務要件が、標準仕様に十分反映されるか。
- (2) 国による幅広い財政支援を受けられるか。
- (3) 標準化の検討に必要な情報が適宜提供され、標準仕様の作成がスケジュールどおり行われるか。
- (4) 指定都市規模の標準準拠システムへの移行が、期限内に完了するか。
- (5) 指定都市の規模に対応できるガバメントクラウドの構築と、円滑な移行手法が確立できるか。

システム標準化の対応後

ガバメントクラウド上で、標準準拠システムを利用



1.1 医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立

- (1) 国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度としていくため、国の責任において、医療保険制度の一本化に向けた抜本的な改革を実現すること。
- (2) 一本化が実現するまでの間は、平成30年度からの医療保険制度改革にとどまらず、更なる国費の追加など、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるとともに、地方単独事業に係る国庫負担金等の全ての減額措置を廃止するといった安定的な制度運営に向けた対策を講ずること。

【要請の背景】

- (1) 市町村国保は、他の医療保険制度と比較して、高齢者や低所得者の加入割合が高いという構造上の問題を抱え、高齢化の進展、医療の高度化に伴う一人当たり医療費の増加等により財政は非常に厳しい状況にある。このため、保険料収納対策や医療費適正化など、健全な事業運営に向けて取組を進めているが、一部の市町村においては、依然として一般会計からの繰入に頼らざるを得ない状況にある。平成30年度からの医療保険制度改革における公費拡充や都道府県単位化の実施により一定の効果はみられるものの、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決には至らず、その対策が急務である。国民皆保険制度を安定的に持続可能な制度としていくためには、国の責任において医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を実現すべきである。
- (2) 一本化が実現するまでの間は、平成30年度からの医療保険制度改革にとどまらず、更なる国費の追加など、国民健康保険の構造的問題の解決に必要な財政措置の実施及び地方単独事業に係る国庫負担金等の減額措置の廃止等、安定的な制度運営に向けた対策を講すべきである。

●市町村国保が抱える構造的な課題

市町村国保の現状

- ・高齢化、医療技術の高度化
⇒ 一人当たり医療費は増加
増加率（平成30年度）1.3% ※1
- ・低所得者の加入割合が高い
⇒ 財政基盤が脆弱

被保険者・保険者の重い負担

- ・被保険者の重い保険料負担
- ・一般会計からの繰入
- ・累積赤字

財政は従来から危機的な状況！

一人当たり保険料（税）調定額の所得に対する割合 ※2

10.4%

決算補填等目的の法定外繰入

1,258億円 ※3

【出典】※1 「医療保険に関する基礎資料」 ※2 「国民健康保険実態調査報告」

※3 「全国高齢者医療・国民健康保険主管課（部）長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議資料」

一本化が実現するまでの間は・・・

- 更なる国費の追加などの財政措置の実施
- 地方単独事業に係る国庫負担金等の全ての減額措置の廃止
- 保険者が累積赤字や法定外繰入を円滑に削減・解消できるような措置

が必要！！

抜本的改革
が必要！

●医療保険制度の一本化

国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度として再構築するためには、市町村国保と他の医療保険制度との負担の公平化を図り、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革が必要。

12 脱炭素社会の実現

- (1) 脱炭素社会の実現に向けた取組を組織横断的に推進するため、効果的な財政支援を充実・強化するとともに、省庁や所管の枠を越えた政策を国主導で講じ、指定都市が実効性ある取組を推進できるよう情報提供等を行うこと。
- (2) 長期戦略等を見直すに当たっては、目標達成に確実に資すると同時に、地域課題の解決にも寄与する取組を後押しし、SDGsの達成に貢献するものとすること。

【要請の背景】

(1) 令和3年3月に「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として位置付けた「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正案が閣議決定され、4月には「地域脱炭素ロードマップ」の骨子案が示された。こうした中、地域における脱炭素化に向けた取組を一層推進することが求められている。人口と産業が集積する指定都市が中心となった、再生可能エネルギーの導入拡大や徹底した省エネルギーの推進、気候変動影響への適応策に関する組織横断的な取組等は、グリーン・リカバリーによる環境と経済の好循環の実現にも大きく貢献する。

地域の脱炭素化の推進に当たっては、特に指定都市が実施する先導的な取組に対し、効果的な財政支援の充実・強化を図るほか、必要な情報提供を行うべきである。また、国の出先機関や指定都市の担当部局が縦割りを排して取り組めるよう、省庁や所管の枠を越えた政策を国主導で講ずるとともに、各機関に対して適切に指示、情報提供等を行うべきである。

あわせて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正案で追加された地方公共団体実行計画（区域施策編）における再生可能エネルギーの導入目標や促進区域の設定等に関して必要な情報を提供するとともに、新技術の早期実装に向けた基盤整備を進めるべきである。

(2) 2050年脱炭素社会の実現に向け、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略や地球温暖化対策計画等を見直すに当たっては、2050年までに人為的な温室効果ガスの排出と吸収のバランスを達成することに確実に資すると同時に、地域経済の活性化や少子・高齢化を踏まえた地域社会の形成など、経済・社会的な地域課題の解決にも寄与する、環境課題の解決にとどまらない取組を後押しし、SDGsの達成に貢献するものとすべきである。

脱炭素社会の実現に向けて必要な取組

- 再生可能エネルギーの導入拡大
- 徹底した省エネルギーの推進
- 気候変動影響への適応策の推進
- グリーン・リカバリーによる環境と経済の好循環

国に求める支援

- 財政支援の充実・強化
- 省庁・所管の枠を越えた政策推進
- 各機関等への指示・情報提供
- 再生可能エネルギー促進区域設定等の脱炭素社会の実現に向けた取組に関する情報提供
- 新技術の早期実装に向けた基盤整備
- 経済・社会的な地域課題の解決にも寄与する取組の後押し

あらゆる分野における取組を組織横断的に実施

- デジタル技術 ●ライフスタイル ●消費 ●インフラ
- 観光 ●商工業 ●交通 ●まちづくり ●住宅 ●建築物
- 農林水産業 ほか

国・地方連携による効果

脱炭素社会の実現

環境と経済の好循環

持続可能な地域づくり

SDGs達成への貢献

13 学校における働き方改革の推進

- (1) 更なる教職員定数の改善や、専門スタッフの配置など教員の負担軽減に向けた施策に対して、より一層の財政支援を講ずること。
- (2) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の養成を図るとともに、これら専門家を教職員定数として算定し、国庫負担金の対象とすること。
- (3) 育児休業者の代替措置として正規教職員を充てた場合にも、算定基礎定数に含め、国庫負担金の対象とすること。

【要請の背景】

- (1) 学校における働き方改革を推進するため、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフ、スクールロイヤー、外国語指導助手等の配置などの施策について、配置の拡大、補助基準額の引上げ、補助制度の創設、人材派遣・外部委託・地域人材を活用した事業等[△]の補助対象の拡充など、都市部の実態に応じた多様な運営手法を選択し得る制度となるよう、より一層の財政支援を講ずるべきである。
- また、少人数学級の拡充、少人数指導、小学校での教科担任制・専科教員による指導の充実、加配教員の要件緩和など、更なる教職員定数の改善を図るべきである。
- (2) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家人材確保が難しい状況であることから、これら専門家の養成を図るべきである。また、これら専門家を教職員定数として算定し、国庫負担金の対象として位置付けるべきである。
- (3) 教職員の働きやすい環境づくりを進めるため、育児休業者の代替措置として正規教職員を充てた場合にも、算定基礎定数に含め国庫負担金の対象とすべきである。

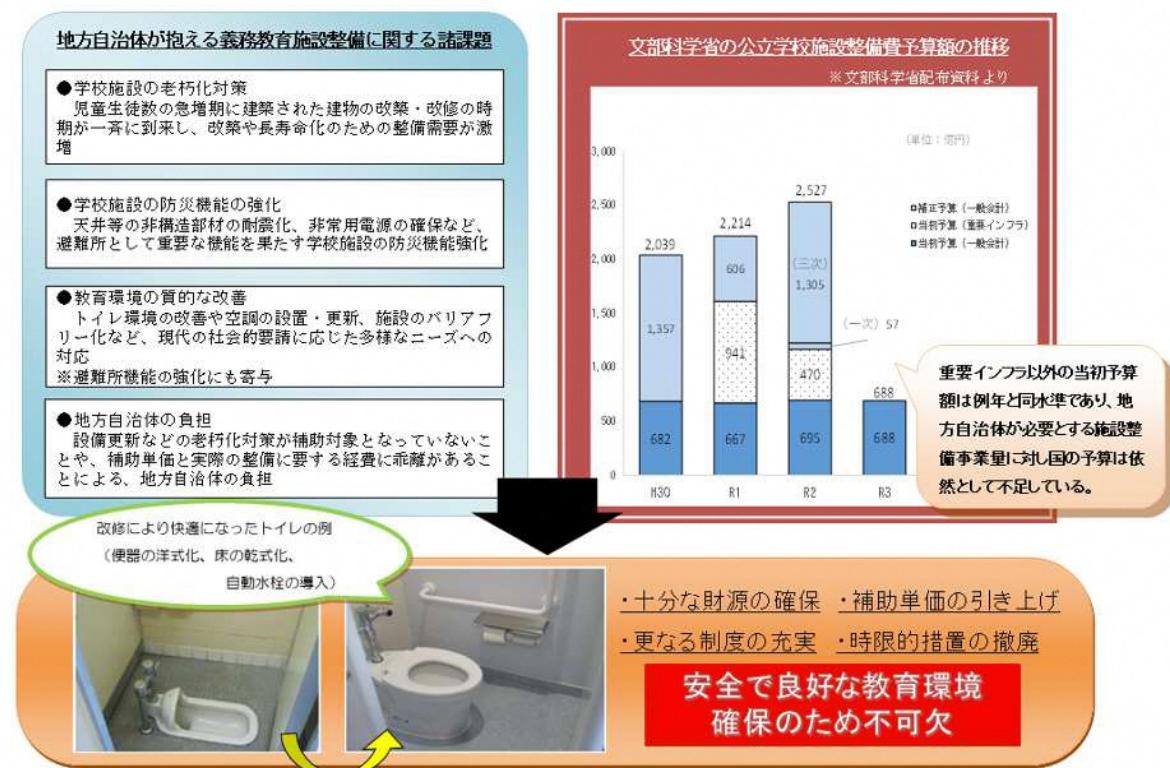


14 義務教育施設等の整備促進

- (1) 学校施設の老朽化対策や防災・減災機能の強化など、計画的な学校施設整備推進のために必要な事業量に見合う財政措置を講ずるとともに、事業採択時期の早期化を図ること。
- (2) 老朽化対策事業に加えて学校施設のバリアフリー化や小学校における35人学級編制等への対応のためにも、補助単価の引上げや補助要件の緩和など制度の充実を図ること。
- (3) 空調設備設置・更新事業の実施のために必要な財源を継続的に確保すること。

【要請の背景】

- (1) 全国で築25年以上の学校施設のうち、要改修施設が約8割を占める状況の中、安全で良好な教育環境を確保するため、地方自治体が計画的に学校施設整備に取り組むことができるよう、必要な事業量に見合う財政措置を講ずるとともに、事業採択時期の早期化を図るべきである。
また、大規模災害発生時に避難所としての機能を果たす学校施設の防災・減災機能の強化については、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」により事業費が確保されているが、时限的措置とはせず、必要な財源を継続的に確保すべきである。
- (2) 老朽化に伴う改築事業、長寿命化改良事業等について、設備更新などの老朽化対策の単体工事を補助対象とするなど補助要件の緩和や、補助単価の更なる引上げ等制度の充実を図るべきである。
また、学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進や小学校における35人学級編制への対応等に対しても、更なる制度の充実を図るべきである。
- (3) 空調設備設置事業について、令和3年1月に文部科学省から示された公立小中学校施設の防災機能強化対策の中長期目標達成のため、また、今後、大規模な更新の時期を迎える地方自治体が増加することが見込まれるため、必要な財源を継続的に確保すべきである。



15 下水道事業における国土強靭化のための財源の確保

国民の安全で安心な暮らしを維持するため、下水道事業における浸水・地震・老朽化対策など国土強靭化のための対策について、必要な財源の確保を行うこと。

【要請の背景】

令和2年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震など、近年、全国各地で甚大な浸水被害や下水道施設に大きな被害をもたらす災害が発生している。特に、人口や資産が集中する指定都市でこのような災害が発生すると、その影響は国全体に及ぶ恐れがあるため、気候変動の影響により激甚化・頻発化する水害や切迫する南海トラフ地震・首都直下地震などの大規模地震の発生を見据え、災害対策を強化する必要がある。

また、高度成長期以降に集中的に整備された下水道施設の老朽化が本格化しており、令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」においても、老朽化対策が盛り込まれ、重点的に取り組むべき対策として着実な実施が求められている。

このように、下水道事業を取り巻く情勢の厳しさが増している状況において、下水道使用料の適正化を含む様々な経営努力を行っているものの、適切な国費負担が得られない場合、災害対策や老朽化対策が十分に進められず、都市部の浸水や道路陥没のほか、下水処理機能が停止し感染症が蔓延するなど、社会経済活動や国民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念される。

下水道が担う公共的役割を果たし、国民の安全・安心な暮らしを維持するには、下水道事業の国土強靭化のための対策について、国は、十分な財源を安定的・継続的に確保すべきである。



■ 平成30年7月豪雨の被害状況



（出典：岡山市）

■ 平成30年北海道胆振東部地震の被害状況



（出典：札幌市）